

福祉生活病院常任委員会資料

(令和2年6月10日)

【件名】

- 1 中央病院における患者カルテの不適切な閲覧について…………… 1

病 院 局

中央病院における患者カルテの不適切な閲覧について

令和2年6月10日
病院局総務課

この度、中央病院において、病院職員による患者カルテの不適切な閲覧があったことが判明しました。患者様及びそのご家族へ心よりお詫びいたしますとともに、事案の概要、再発防止策等について、次のとおりご報告します。

1 事案の概要

新型コロナウイルス感染症の罹患により同病院に入院された患者の電子カルテについて、本年4月10日から同月14日までの間、病院職員206名（すべて医療従事者）が院内システムにアクセスしていたが、一部に治療等に関係しない不適切な閲覧があった。担当の職員が、患者カルテへのアクセス・ログをチェックしていたところ担当外と思われる職員が複数閲覧していることを不審に思ったのがきっかけで判明した。

なお、現在のところ、電子カルテに記載された個人情報等が外部へ漏洩した事実は確認されていない。

【補足説明】

電子カルテの閲覧権限は、病院内横断業務や、事務処理などの後方支援業務などに従事させるため、原則として全職員に設定していますが、業務外での患者カルテの閲覧は、同病院の内規により業務違反として禁止しているものです。

(1) 不適切な閲覧をした職員数

27名（すべて医療従事者）

(2) 不適切な閲覧の理由・経緯

不適切な閲覧をした職員から聞き取りした結果、業務外で患者カルテの閲覧が禁止されていることは認識していたものの、院内感染に対する不安や恐れ等から、正確な情報を直接確認したかったというものがあつた。

(3) 病院局・中央病院の対応

中央病院では、4月11日に院長名で注意喚起を行ったが、不適切な閲覧の判明後、4月14日に院内会議を開き、業務外での閲覧禁止を再度徹底するとともに、同月18日には院長から全職員に対して電子メールで直接注意喚起を行った。

また、患者に対しては、職員の不適切な閲覧について昨日、謝罪を行った。

病院局では、中央病院からの報告を受け、現在、不適切な閲覧を行った職員の処分を検討している。

2 再発防止策

(1) 情報セキュリティ運用規程の見直しと徹底等

- ・中央病院情報セキュリティ運用規程の点検を行い、必要な改正を行うとともに、周知徹底を図る。
- ・電子カルテの氏名、住所、年齢について匿名化を検討するとともに、患者カルテを閲覧した際、アクセス・ログが記録される旨を職員へ警告するシステムを追加した。

(2) 個人情報保護に係る研修の実施

既存のEラーニング研修や新規職員・研修医等を対象とした研修に加え、今後講習会等を今後実施する。